

役員退職慰労金支給規程

就業 I - 0 1 4

平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日 制定

平成 2 4 年 3 月 2 2 日 変更

(目的)

第 1 条 この規程は、本会の会長及び常勤役員退職慰労金に関して必要な事項を定める。

(退職慰労金の額)

第 2 条 退職慰労金の支給額は、下記のとおりとする。

(1) 会長

非常勤の場合は、定款第 1 8 条（役員報酬等）の定めにより月額報酬は無給であるが、退任時に退職慰労金として在任期間 1 年につき 1 0 0 万円を支給する。

(2) 常勤役員

毎月の月額報酬（年俸額を 1 2 分の 1 した額をいう。）に 0. 1 6 8 を乗じた額を退任時まで累積した額とする。ただし、会員企業より出向の常勤役員は、毎月の月額報酬に 0. 2 5 を乗じた額を退任時まで累積した額とする。

(常勤役員の在任期間の計算)

第 3 条 常勤役員の在任期間は、役員就任の日から起算し、退任の日までとし、1 箇月に満たない端数が生じた場合は、1 箇月とみなす。ただし、通常総会から翌年の通常総会までの間は、1 2 箇月とみなす。

(端数の計算)

第 4 条 退職慰労金の計算の結果生じた 1, 0 0 0 円未満の端数は、1, 0 0 0 円に切上げる。

(死亡の場合の支給)

第 5 条 会長又は常勤役員が死亡した場合は、職員給与規程（昭和 6 2 年 1 2 月 1 5 日制定）第 6 条（遺族の範囲及び順位）を準用して支給する。

(退職慰労金の支給時期)

第 6 条 退職慰労金は、特別の事由がある場合を除き、支給事由が生じた日から、1 箇月以内に支給する。

附則（平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日）

- 1 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定の改廃の立案者は、総務部長とする。

附則（平成 2 4 年 3 月 2 2 日）

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。